

平成 26 年第 2 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 26 年 6 月 19 日

高 森 町 議 会

平成26年第2回定例会総務常任委員会記録

平成26年6月19日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） はい、改めましておはようございます。定足数に達しましたので総務常任委員会を開会いたします。本日、国家公務員の研修生外4名の方が委員会傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17条の規定により、傍聴を許可することにいたしました。このことにより、4名の傍聴を許可します。

傍聴の方に申し上げます。委員会開催中における私語発言等があった場合には退場していただきます。なお、録音機器の持ち込みは禁止いたします。携帯電話につきましては、電源をお切りいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

なお、傍聴者の方は全て係員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、まず、本委員会に付託されました監査事務局関連の議案第45号、監査委員に関する条例の一部改正についてを議題とします。

監査事務局長の説明を求めます。

○監査委員事務局長（甲斐敏文君） はい、おはようございます。監査委員事務局長の甲斐です。

議案第45号で提案いたしました監査委員に関する条例の一部改正について、総務常任委員会のほうに付託されておりましたので、今回私のほうで説明させていただきます。

まず、先ほどお配りしました資料を見ていただきたいと思います。まず一番最初がですね、改正後の条例を付けております。それと同時に、新旧対照表で、赤書きの部分ですね、これは私のほうの解説を入れておりますし、青書きは上位法、つまり地方自治法を記載しております。

それではまず、監査委員に関する条例です。2つ目に綴じてある分が、規定の改正も同時に行っておりますので、規定の条文及び新旧対照表、それと3つ目が要領の条文、それと新旧対照表を添付しておりますので、一緒にご覧いただきたいというふうに思います。

それでは説明いたします。議会の本会議においても説明しておりましたが、監査委員に関する事項は、本町の条例、規定、要領で定められています。また、そ

の根拠法としましては、地方自治法で規定されております。地方自治法の第202条で、「地方自治法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は条例で定める。」と規定されております。改正前の監査委員に関する条例では、地方自治法とのだぶりがあり、また本来、規定や要領で定めれば足りることまで条例で定められていたため、今回、その整理を行うとともに、地方分権一括法施行後の新たな条文を加えたものであります。

まず、先ほどお配りしました条例を見ていただきたいと思っております。まず、条例ではですね、地方自治法202条の規定により、必要な条文だけを規定いたしました。第1条ですけど、趣旨です。これ、以前の条例には規定がなかった趣旨を規定しております。第2条に監査委員の定数。第3条に議員のうちから選任する監査委員の数、それと第4条に事務局の設置、第5条に公表の方法、第6条に委任事項を規定し、その詳細については規定で定めております。

次に、規定を見ていただいてよろしいでしょうか。まず、規定の第1条、目的ですけど、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これは平成19年に施行されておりますが、この法律に基づく審査項目を付け加えております。新旧対照表を見てもらったほうが分かり易いと思っておりますので、規定の第3枚目ですね、これで新旧対照表を付けておりますので、そこを見ていただきたいと思っております。それと第2条ですけど、地方分権一括法によりまして廃止されました機関委任事務、これを削除しております。そして、今回新たに追加されました法定受託事務ですね、この条文を付け加えております。第3条はそのままですけど、第4条を見ていただきたいと思っております。監査委員が行う監査等の種類を項ごとに整理を行いました。第4条の第1項は監査です。監査には、定期監査をはじめ10項目あります。ですから、第1項の第1号から第10号までを、監査委員が行う監査の種類を載せております。次に、第2項につきましては、監査委員が行う検査です。検査につきましては、例月出納検査、1項目です。ですから、第4条の2項で検査の例月出納検査を謳っております。次に、第4条の3項ですけど、審査です。審査につきましては、決算審査をはじめ3項目があります。その3項目を分かり易く整理いたしております。次に、第5条ですけど、計画的な監査等の実施では、例月出納検査の実施日を追加いたしました。これは、改正前の条例で規定されておりましたが、条例でなくて規定で足りるためですね、条例からこの部分を削りまして規定で決めました。その他、監査等を実施する場合の事前通知とか、監査結果の報告や公表事項について整理を行いました。

また、要綱につきましては、お配りしました3つ目の要領を見ていただきたいと思っておりますが、要領につきましては、新旧対照表を見てもらうと分かりませんが、

条文を明確化し、また、規定や要領それぞれで定めるための整理を行っております。これ見てもらうとわかると思いますけど、主に文言の修正を行っておりますので、要綱については文言の修正のみの改正だというふうに思っていて結構です。

条例を改正するためには議会の議決を必要としますが、規定とか要領の改正は行政の判断で可能です。ところが、今回は条例、規定、要領それぞれ入れ替えを行いましたので、関連があることから、条例、規定、要領をそれぞれ説明させていただきました。審議の上、常任委員会での決定をいただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

今回の改正は、先ほど説明がありましたように、地方分権一括法それから地方公共団体の財政の健全化に関する法律、そういった改正規定に基づきまして今回の改正ということだろうと思うんですが、公布の日から施行するというのもございますし、別段、この条例について、また規則、要領等もきちっと定められておりますので、別段問題はないというふうに私は思っておるところでございます。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかに発言はありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

私も芹口委員同様ですね、今回の改正は要するに今までにこれはしとかにやいかんやったというようなことで、よくよくそこまで管理されたなというふうに思いますが、ひとつだけ新旧対照表の中で、今回、趣旨が新しく設けられたわけですね。ということならばここには下に下線があるんじゃないかなと思うんですけど。前はなかったわけですから。だからそこら辺はちょっと気を付けて今後整理していただければいいなと思います。

以上です。

○監査委員事務局長（甲斐敏文君） 監査委員事務局長の甲斐です。

すみません、確かに後藤委員の言われるように、趣旨は新しく追加したもので、ここに下線が必要です。こちらの方は誤りでしたので訂正申し上げます。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第45号、監査委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、監査委員事務局に関連する付託案件については終了いたしました。監査委員事務局長、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、それでは、本委員会に付託されました財産管理課関連の議案第44号、高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定についてを議題とします。財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） はい。安方です。

議案第44号、高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定については、議会で提案理由を説明しましたところでございますが、県の指示もあり、基金条例の制定を行いました。これにより、財産収入で受け入れ後基金へ積み立てることとなりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（興梶壽一君） 興梶です。

高森東中ですか、あそこにも再生パネルが設置してあると思うんですが、そちらのほうの基金条例あたりはどうなっておりますか。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐の田上でございます。

今回提案をしました色見総合センター再生エネルギー基金につきましてはですね、県の指示等もありまして、一般の社会教育施設ということで、基金等を設置するものでございまして、学校等についてはですね、特設基金のほうは設けてなかったと思います。詳しくはですね、ちょっと学校等の基金条例等も確認はできておりませんが、今回は県の指示等もございまして、社会教育施設等についての設置ということで上げさせてもらったもので、学校直接については基金はつくってないと思います。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言はありますか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

基金にはですね、積み立てておいて後で運用する運用基金と、それから積み立てた利子をもって運用する2つ種類があるわけですが、これを見てみますと、積み立てて後で運用するというようなことでの基金だろうということで私は思っ

います。ただ、後でどのように活用するかについてはですね、おそらく考えておられると思います。ただ、県の指示があってとりあえず積み立てようというような考えでしょう。いかがですか。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

指示があったのは事実でございますし、積み立てて後で運用というふうに当然ながらなると思いますが、太陽光の発電等につきましては、蓄電池等の寿命等も10年持たないぐらいということでございますので、そういう分もございまして、施設の維持等にも使えるようにというようなことで、今回、基金条例のほうを設定させていただきたく提案しておるところでございます。

今後はですね、詳細につきましては、まだどういう使い方を、どういう部分について活用する、というものまではまだちょっと今の段階ではしておりませんので、今後基金の管理及び処分が必要な事項については町長が定める、という委任事項もございまして、そのあたりで今から調整というふうになります。現時点では、九州電力のほうの売買の契約等は昨年末に、年度末に設置が終わりますので、その時点で依頼がかけてあったみたいなんですけれども、九電等の設置のほうはかなり多数来ておるということで、まだ売買までの設備ですね、そのあたりができておりません。そこで、これができる後の売買ということになるかと思っておりますので、今後ですね、どういうふうに管理、処分のほうをしていくかということは、そういう必要な事項については決めていきたいと思っておりますので、現段階ではまずは、とりあえずですけれども基金のほうを設置をお願いするということでございます。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第44号、高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第3、議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） 担当係が説明いたします。

○施設管理係長（甲斐武敏君） 施設管理係長の甲斐です。

それでは歳入から説明させていただきます。9ページをお開きください。16款財産収入、2項財産売上収入、2目生産品売払収入、1節生産品売払収入の色見総合センター太陽光発電売電収入についてですが、10万円を計上させていただきました。内容は先ほど、課長と課長補佐からの説明のとおりです。

次に歳出です。13ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、4目湧水管管理費、11節需要費の修繕料を50万円計上させていただきました。今年も湧水トンネル七夕祭り等、多くの観光客が訪れると思われませんが、トンネル内の床と基礎部分の木が腐れて危険な箇所が2カ所ありましたので、緊急に修繕を行い、当初予算70万円全額を使用しました。現在、ウォーターパール用ストロボ本体の替えがなく、3個修理する必要があります、24万円ほどかかります。また、今後、トイレ等の修理も予想されますので、今回50万円計上させていただきました。

次に15ページをお開き下さい。9款教育費、6項社会教育費、5目社会教育施設費、11節需用費の修繕料を30万円計上させていただきました。草部生涯学習センター体育館で、天井鉄骨及び側面との継ぎ目のコンクリート片が落下し、玄関ロビーの天井部分に穴が開いたため、緊急に修繕が必要なため現予算と予備費流用により防護ネットを屋根裏に張るよう修理を行っております。草部生涯学習センター体育館は避難施設に指定されております。現在女子トイレの和式トイレが壊れており、洋式トイレに変えたく、その他の社会教育施設のトイレ等の修理も予想されますので、修繕費を計上させていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今、説明の中で教育予算も説明がありましたけど、当然社会施設も全部財産管理課が持つんですね。

○財産管理課長（安方 含君） いいですか。安方です。

町民体育館、町民グラウンドは教育委員会ということで、そのほかの体育施設は財産管理課になっております。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

北部とか、自然学校、それから河原、他にあるですかね、そういったところも全部なるですか。

○財産管理課長（安方 含君）　そうです、はい。

○委員（後藤三治君）　だいたい4月に財産管理課は新設されたわけですが、どれぐらいの、だいたい今の分かつとる事業量、概略でいいけん、今までの管財係以外のつがだいぶんふえたんですよね。もちろんお金を出すわけですから。大丈夫ですか、課として。お話聞くと温泉館もでしょ。

○財産管理課長（安方 含君）　安方です。

一応内容としてはですね、総務課の前ありました財産管理系の町有地、町有林、墓地です。それと、政策の分が温泉館、湧水トンネルですかね。それと、農林振興の物産館、キャンプ場。環境衛生のごみとかですね、公害関係です。あと、犬もありました。それから、今申し上げました社会福祉施設の町民体育館と町民グラウンド以外は全部うちになっております。

○委員（後藤三治君）　後藤です。

これはまだ発足したばかりだけん、先が見えんと思いますが、やはり無理があるときは言ってもらわんと、そのことによって町民にいろいろ迷惑かけるようなことじゃいかんけんですね。頑張ってください。

○財産管理課長（安方 含君）　頑張ります。

○委員長（立山広滋君）　ほかに発言はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君）　これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君）　これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算の財産管理課関連については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、財産管理課に関連する付託案件については終了いたしました。財産管理課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君）　日程第4、これから議案第46号、平成26年度高森町一

般会計補正予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（東 幸祐君） 政策推進課長、東でございます。おはようございます。

それではただ今から一般会計補正予算について政策推進課の説明をいたします。担当係より、歳入から説明をいたしますのでよろしく申し上げます。ではまず8ページからになります。

○企画観光係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

8ページをお開きください。まず、15款県支出金、2項県補助金、6目商工費補助金の1節地域づくりチャレンジ推進事業補助金になりますが、まず、高森町ツーリズムビジネス研究会レベルアップ事業の100万円の減額になりますが、これは平成25年度の国の経済対策事業としまして、過疎集落等自立再生緊急対策事業で3月20日に800万円の採択の通知をいただき、平成25年の補正予算で専決処分させていただいておりますので、山と森の暮らし再生プロジェクト事業としまして、840万円を計上させていただき、平成26年度の繰り越し事業となっていたために減額しております。

もう一つのほうの体験交流プログラムの100万円の減額分になります。こちらのほうは、一般財団法人地域活性化センターの移住交流による地域活性化支援事業で、3月31日に200万円の採択通知を受けたため、次のですね、9ページをお開きください。20款の諸収入、4項雑入、2目の雑入の2節雑入で、200万円計上しております。

○政策推進課長補佐（古澤要介君） 政策推進課の課長補佐の古澤と申します。続きまして9ページ、諸収入、雑入、雑入のなおまた雑入になりますけど、コミュニティー助成、宝くじを財源とします助成金の250万の歳入でございます。これにつきましては、コミュニティー助成事業の決定を4月8日に得ております。

失礼しました、歳出で説明いたします。

○企画観光係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

歳出のほうをご説明いたします。10ページをお開きください。2款の総務費、1項総務管理費、11目企画費の、まず、体験交流プログラム事業のほうで説明したいと思いますが、13節の委託料で、170万円をマイナスしております。それと、8節の報償費、これのプログラムヒアリング等の謝金で15万円計上しております。9節で旅費、これがプログラム関係の旅費としまして20万円計上しております。11節の需要費としまして、こちらのほうがプログラム印刷製本費を75万円計上しております。それと、また12節の役務費、これはプロ

グラム広告費と体験の保険料としまして54万円を計上しております。それと18節の備品購入費としまして、プログラム用のデジタルカメラで6万円を計上しております。こちらのほうは全て昨年行った体験プログラムで、高森じかんとしまして製作費となっております。当初は、県の補助金100万円と、町の単独予算100万円を合わせた200万円を全て業者へ委託する予定で、委託料で200万円計上しておりましたが、先ほどの歳入で説明しました、地域活性化センターの事業の200万円の採択を受けておりますので、また、昨年度実施によりまして、係の人材で対応ができる内容であったために、30万円のみを業者の委託料と残しまして、200万円から170万円を減額し、その分をそれぞれに組替えしたのになります。

また、次に観光立町人材育成事業費としまして、13節の委託料を100万円マイナスしております。それと19節で負担金補助及び交付金で、高森町観光立町人材育成事業負担金で、60万円を計上しております。こちらのほうは、当初は町の単独事業で100万円計上しておりましたが、阿蘇地域デザインセンターの阿蘇くじゅう観光圏事業で実施することになりましたので、100万円を減額しまして、60万円をデザインセンターで支払うような予算で60万円を計上しております。あとは、19節の負担金補助及び交付金になります。こちらのほうは、高森町ツーリズムビジネス研究会助成金として、250万円を減額しております。こちらのほうは、当初は県の補助金の100万円と、町の単独の予算で150万円、を合わせた250万円で事業を実施する予定でありましたが、先ほど歳入でご説明しましたように、平成25年度で国の補正事業で800万円の採択を受けておりますので、250万円を減額しております。

以上になります。

○政策推進課長補佐（古澤要介君） 課長補佐の古澤です。

12目になりますこの地域振興費で、先ほど歳入を受けました歳出になります。コミュニティー助成事業（宝くじ助成金）でございます。阿蘇地域振興局長より4月8日に、26年度のコミュニティー助成事業の助成金の決定が出されておりました。本年度はこの事業におきまして、上在区町内会から申請がありました、無線放送設備の整備を行うものです。同事業は前年度におきまして、上色見地区で2件ほどですね、実績があっております。それと全く同じ事業です。

以上です。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理係の緒方です。

続きまして、情報管理係担当部についてご説明申し上げます。同じページで、目20の情報管理費になります。今回の補正総額、717万2,000円になります。

す。こちらにつきましては、現在、試験放送を開始している自主放送番組についての制作に関する経費になります。今まであえて私一人で担当として番組の制作並びに配信しておりました、準備のほうの把握、また放送技術の全把握を詰めておりました、その中でどのぐらいの人員配置が必要であるか、また機材の配置が必要であるかというのをある程度把握できましたので、今回補正について計上させていただきます。節ごとにご説明申し上げます。節4、共済費22万5,000円、こちらにつきましてはその下の節7賃金、こちらは自主放送番組制作の補助員、臨時職員に対する賃金に対しての共済費になります。こちら7月1日から臨時を採用した際の賃金と共済費になります。ページをめくっていただきまして、節13委託料。まず自主放送番組制作専門員派遣委託料として、40万円掛けるの9の360万円です。こちらについては民放が、放送会社のOBの方を、実際技術を、相当技術を持たれてる方を派遣していただくための委託料と、こちらについては規定により13%の管理料ということが必要となりますので、こちらにつきまして360万円掛けるの13%で46万8,000円を同時に計上しております。続いて節18、備品購入費、まず、ノンリニア編集機と24.1インチTFTモニターにつきましては、現在スタジオの編集室の中にあります編集機一式と全く同じものになります。こちらについては、作業効率を高めるためにもう1台どうしても必要になりますので、こちら編集機が138万2,400円、モニターが10万8,000円となっております。また、ハンディカメラにつきましては、現在各課、局等に行事やイベントまた地域祭事等、担当するものがありますけれども、こちらについて担当課において作成していただき、それを自主放送番組で放送できるように必要数を計上しております。ハンディカメラ、5万9,400円の7台、41万5,800円を計上しております。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君）　後藤です。

10ページですね、歳出です。高森町委託の高森観光立町人材育成の100万円を削って、負担金として60万円、デザインセンターのほうで支払うんですね。基本的に、高森町の観光立町の事業予算を、阿蘇デザインがどういう関わりで高森の観光立町の事業をするのかというのがちょっと私、分らないんです。そこちょっと詳しく説明していただけますか。

○企画観光係長（今吉輝子君）　まちづくり係、今吉です。

デザインセンターのほうがですね、昨年度もされてたんですけども、今、阿蘇くじゅう観光圏事業としまして阿蘇全域で、観光のガイドさんの育成だったり、

プログラムだったり、プラットフォームとかそういう仕掛けをするような事業をずっとされてるんですけども、いろんな市町村で手を挙げられて、単独でされたりする事業がありまして、それでうちのほうから打診をしたところ、観光圏の事業にそれのできるということで回答をいただきましたので手を挙げさせていただいて、そちらに事業を申請させていただきました。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

要するにこれ阿蘇デザインですから、どこが手を挙げても加入できるとですよ。ね。

○企画観光係長（今吉輝子君） はい。

○委員（後藤三治君） 私がちょっと聞きたいのは、町長は観光立町を言われて、高森の観光をどうにかしたいということでされとるんですよ。それはそれで構わないと思うんですけども、町長が言いよる高森観光立町の立ち上げとしてはですよ、やはり町独自のなんか事業をやってやらないかとじゃないかなと私は思うとですよ。ただそれに乗っかればいいじゃなくて。まあ予算的に出し分が減るからいいのかもしれませんが、ちょっとなんか、なんかそっちよかとのあつたけんこっちくっつけばいいじゃなくて、そうなる和阿蘇郡全部が一緒になつとじゃないですか。事業的に。

○企画観光係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

こちらのほうがですね、当初からうちのほうが観光のコーディネーターとしまして人材育成をしたいということで、計画をしてたんですけども、このデザインセンターのほうでされる事業も高森町だけの予算枠になってまして、よそ全部でするのではなくて、高森町だけの人材育成で補助を出していただくことになってます。なので、ちょうどうちのほうの方向性と向こうの事業が一致したので、そちらのほうを使わせていただくようなことです。

○政策推進課長（東 幸祐君） 東です。

今、今吉が言いましたけれども、負担金で60万円という支払ですけども、それにあと40万円はデザインセンターのほうから出るんです。で、その60万円だけ出していただければ、それに乗った事業でうちの事業をやってもらうという形です、簡単に言うとですね。うちの事業にその範囲内でやりましょうということ。で、今継続して事業にそのままデザインセンターから乗かるような形です。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

なら基本的には当初予算の説明のとおり、本来ならその40万円を逆に受け入れてするのが本当だと思いますけど、要するに40万円はもう補助金としてもら

わんで、負担金を出して事業をすることですね。そういう捉え方でいいんですね。

○企画観光係長（今吉輝子君） はい。

○政策推進課長（東 幸祐君） いいですか。東です。

言われたとおりですね、当初単独事業だったんですけども、財団法人から200万円いただきましてですね、単独でする分がですね。で、デザインセンターもなおかつその40万円もいただいたという形です。で、240万円いただいているという。で、体験プログラムだけではなくてですね、山と森の暮らしについても800万円補助がついて、全部補助を組み替えて、内容は全く一緒にやる、ということですよ。

○委員（後藤三治君） 分りました。

○委員長（立山広滋君） ほかに。

○委員（後藤三治君） もうひとついいですか。すみません。後藤です。

11ページの自主放送番組制作専門員派遣、具体的には、どちらの専門、どういった方をお招きする予定なのかお分かりであれば。

○情報管理係長（緒方久哉君） はい、分りました。情報管理係の緒方です。

こちらについて具体的にはですね、地元民放会社のTKUを定年退職された方、特に表側ではなく裏方の編集側の方で、通年携わっていらっしゃる方がいらっしゃいましたので、その方にいろんな技術のコツであるとかノウハウ、ちょっと専門的な方でしか分からないようなですね、効果的な編集の方法であるとかそういったものを教えていただく方がいらっしゃいましたので、その方に対してお願いしました。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

10ページの地域振興費、この中でグリーンツーリズム研究会助成金が250万円減額する、コミュニティー助成金が250万円の増額、これについて実施内容、同じもので振り替えたと思いましたが、今の説明ではコミュニティー助成事業については上在地区のデジタル無線化あたりの助成に250万円、これは高森ツーリズムビジネス研究会250万円減額としてありますけれども、これについては今も活動されていると思いますが、このツーリズムのビジネス研究会の250万円を落とすというのか、また予算的なものなのか。

○企画観光係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

こちらのほうはですね、平成25年度の国の過疎集落等自立再生緊急対策事業でですね、平成25年度の補正予算で専決をいただいて、ツーリズムビジネスレベルアップ事業という名前なんですけども、別事業になりますけども同じ内容で、

今、山と森の暮らし再生プロジェクト事業というのをやってるんですけども、そちらをレベルアップ事業としてつなげて行っているところです。

○政策推進課長（東 幸祐君） 東です。

25年度の繰り越し800万円が付きましてので、夢チャレンジの補助であてにしてたんですけど、ちょっと取り下げて、そっちを採択されましたのでその中でやるということです。で、コミュニティー助成費は全く別物でございます。これは宝くじ助成です。たまたま数字が一緒という形になってますけど、これは全く別物でございます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

同じ今のコミュニティー助成事業、宝くじの250万円ですが、3年連続で採択されたということで大変すばらしいと思います。参考までにちょっとお聞きしたいんですが、昨年度ですね、この事業に対してどのぐらいの申し込みがあつてなのか。それからこの町から優先順位を決めて推薦されるとお聞きしておりますが、その順位の決め方についてですね、参考までにちょっとお聞きをしたいと思えます。

○政策推進課長（東 幸祐君） 東です。去年は、高森町から2件です。草部区と上在区、2件挙がってます。で、あくまで防災のほうがですね、優先するという形で、3年連続してはまずありえない話なんですよ。だいたい5年に1回周期で、宝くじ助成事業は採択されるんですよ。私たちもちょっと分らんですけど3年連続でっていう形で。これがコミュニティー助成事業で防災行政無線の小型版ですよ、地域半径2キロの範囲内に届くような形のエリアトークという防災無線で採択を受けたわけですけども、災害がうちはそれこそ一昨年、あつておりますのでその関係で上色見が2地区、前回、いただいておりますけれども、それに合わせたというような形でこちら多分財団のほうが優先されたと思っております。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

その防災無線関係についてはですね、以前説明を聞いたことがあります。町の防災無線とは別にその地域だけの範囲内でマストを立てたり、一時的にされるということですよ。

○政策推進課長（東 幸祐君） 東です。

上在につきましては、マストを2機付けられて、その範囲内で地域の行事とかですね、いろいろなお知らせをされる予定です。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

質問内容、同じだったんですよ。今現在、どれだけコミュニティーの町ですね、事業規模があるのかを聞いたかったんですが、実は今、自主防災組織で避難場所が今公民館とかがなってますけども、うちの公民館あたりが非常に危険という狭いもんですから、移設も考えなんなということで、たぶんコミュニティー助成には公民館1,500万円があったと思うんですが、まだあるのかどうかですね。できましたらコミュニティー助成の内容一覧があれば後でもいいのでいただければと思います。

○政策推進課長（東 幸祐君） 東です。

町の公共的事業の助成金にもあります。それと、またコミュニティー、この宝くじ助成にも公民館の改修、建て替えの補助もございます。ただ、あくまでもそれが採択されるかどうかというのはありますけどですね。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

以前、私が直接担当していたんですよ、県で。だけん要するに出しよればいつか当たるでしょ。

○政策推進課長（東 幸祐君） そうです。

○委員（後藤三治君） だけん、3年出しよれば当たるけんですね。やっぱ出したがいいと思うとですよ。だけん、どういう、何があるのかちょっとお聞きしたかったもんで。

○政策推進課長（東 幸祐君） それは後ほど資料をですね、お持ちしたいと思えます。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） はい、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算の政策推進課関連については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、政策推進課に関連する付託案件については終了いたしました。政策推進課の皆さん、お疲れさまでした。

お諮りします。11時まで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） それでは11時に再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） はい、それでは再開いたします。日程第5、本委員会に付託されました総務課関連の議案第37号、高森町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

議案第37号でご提案しております、高森町個人情報保護条例の一部改正についてご説明を申し上げます。昨日、本会議の中で、起案理由を述べました折も、説明いたしましたけれども、一部改正について第6条、第13条及び15条中の「審査会」を「審議会」というふうに改めまして、第4章に新たに「個人情報保護制度審議会」を謳っております。審議会の委員は5名をもって組織をいたしまして、委員の任期は2年といたします。それから、以前、現行の「第50条」の内容を、個人情報保護審査会ですけど、これを「第50条の2」ということで規定をいたします改正の内容となります。提案理由でも申し上げましたけれども、防犯カメラの設置等について、それから運用について、有識者のご意見を伺う必要があるため、審議会の設置について規定をするものでありますけれども、平成26年度予算で防犯カメラの設置について、現在設置をいたしまして、その性能や能力を見た結果、やはり審査会、審議会のご意見を伺う必要を強く感じました結果、この条例の改正をご提案しているところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

審議会はだいたいいつごろ立ち上げの予定になるのかですね、教えてください。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

条例の改正をご決定いただいた後、なるべく早めに委員さんを選任して、ご了解をいただいた上、7月中には最初の会議ができればというふうに考えておりま

す。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（興梶壽一君） 興梶です。

本会議の中で構成員の、審議会委員の5名の、どういう方がなられるかということの説明はございました。弁護士さんあたりからということ、町内からも2、3名選出されるということですが、その選出方法についてはどのような方法でされるのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（佐藤武文君） はい、佐藤です。

規則の中では、委員さんについて規定をいたしますけれども、やはりいろんな個人情報保護に詳しい方に絞って選任をさせていただきたいと思っておりますけれども、町長が選任をいたしまして、有識者を中心にですね、委員さんを選任させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかにありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第37号、高森町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第6、議案第39号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい。財政係の岩下でございます。よろしく申し上げます。

議案第39号でご提案させていただいております、辺地に係る公共的施設の整備計画についてご説明させていただきます。この整備計画につきましては法律がございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づくものでございまして、今回その法律第3条に基づき、本町です、今回、これにつきましては大字矢津田地区の矢津田辺地の総合整備計画を策定するものでございます。で、事前に県知事の同意が必要でございまして、

これにつきましては6月10日付で同意を得ているところでございます。付け加えて申し上げますと、この整備計画の策定及びこの整備計画の辺地債の額がございます。この整備総合計画書をご覧いただきまして、一番下ですね、年次計画、3番の公共的施設の整備計画というのがございますが、この一番右端に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額というのがございます。この、今回矢津田辺地につきましては1,840万円の辺地債の予定をしております。この金額が、仮に今後増加する場合には、改めてまた県知事の同意を得て、議会の議決が必要ということになりますが、今回は総合計画の策定ということですので、新たに策定ということで議会の議決が必要であるということでございます。

その次のページの横向きの年次計画表でございます。矢津田辺地につきましては、26、27年度の2カ年間の整備計画を予定しているということで、事業課のほうから上がってきています。これを計画書として策定させていただきたいということでご提案申し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第39号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第7、議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係岩下でございます。

議案第40号につきましても、辺地に係る公共的施設の整備計画でございます。第40号につきましては、永野原辺地の総合計画を策定するものでございますが、町道永野原河原線の整備計画によるものでございまして、永野原河原線につきましては大字永野原地区と下切地区と野尻地区、3カ所にまたがっておりますので、それぞれに総合計画を策定する必要がございます。議案第40号につきましては

その一部、大字永野原地区の整備によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第8、議案第41号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係岩下でございます。

議案第41号、辺地に係る公共的施設の整備計画でございます。これにつきましては、大字下切地区でございます。町道永野原河原線の整備による大字下切地区による総合整備計画の策定でございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第41号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第9、議案第42号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係岩下でございます。

議案第42号、辺地に係る公共的施設の整備計画でございます。大字野尻地区の整備計画を策定するものでございます。町道永野原河原線の整備のうち、大字野尻地区の部分の整備計画につきまして策定させていただきたいということでご提案したところでございます。

以上、ご説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第42号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第10、議案第43号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係岩下でございます。

議案第43号、辺地に係る公共的施設の整備計画でございます。こちらにつきましては、大字尾下地区でございます。尾下辺地の整備計画を策定させていただきたいということでご提案申し上げたところでございます。尾下辺地につきましては、町道牧戸線、それから町道片山下山線の整備計画につきまして、平成26年度から平成29年度までの整備計画を策定させていただきたいというところでございます。なお、その29年度までの4カ年間の辺地債の総額につきましては、1億730万円ということで整備計画を策定させていただきたいということでご提案申し上げました。よろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第43号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第11、議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、まず財政係のほうからご説明させていただきます。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。予算書の4ページで、第2表、地方債の補正、ということで、ご提案申し上げております。過疎債につきましても変更後の金額9,380万円、それから2番の辺地債につきましても1億8,300万円の起債の限度額ということで変更して設定させていただきたいということでございます。

それから、引き続き9ページをお開き願いたいと思います。引き続き予算書の9ページの中ほど上のところで、第18款の繰入金でございますが、今回の補正によります財源の調整ということで、財政調整基金から2,337万8,000円の繰入の増額をさせていただきたいということで、これによりまして、財政調整基金からの繰入金を1億2,987万8,000円ということでご提案させていただきました。

続きまして、その下のところで、一番下に、第21款、町債でございます。先ほど地方債補正でご説明いたしました、道路整備事業費債、過疎債と辺地債、それぞれ過疎債につきましても910万円の減額、それから辺地債につきましても4,590万円の増額ということでご提案申し上げたところでございます。

以上でございます。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係の二子石です。よろしく申し上げます。

10ページをご覧ください。歳出になります。総務費、総務管理費の一般管理費、補正額として35万円の増額をしております。内容につきましては、先ほどの高森町個人情報保護審議会の条例の一部改正に伴いまして、審議会委員さんの

報酬とその費用弁償を計上しております。計上後の予算額が、3億188万1,000円となっております。続きまして、その下の財産管理費で、54万1,000円の増額をしております。当初、電気自動車の充電器等の設置工事として上げておりましたが、今回追加の工事ということで、本庁舎と野尻出張所のほうの電源工事で、3万9,280円の増、また、草部出張所の急速充電器設置工事で、これは消費税の増税に伴いまして、その分29万7,600円の増、それと草部出張所急速充電器設置工事で、九電工事分を今回追加で計上しております。補正後の予算額が、6,495万9,000円となっております。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

財産管理費。草部支所の急速充電器設置工事の九電工事分の増加分ですが、これは増加の要因は何でしょうか。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

急速充電器につきましては、200ボルトですけれども、設置位置を確定いたしました関係で、電気工事のほうが必要ということが分かりましたので、ここに九電工ということで書いてありますが、その部分の工事が必要ということで計上しているところです。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

これは当初から計画した位置っていうのはなかったわけですか。それかここでなければいけないということで、また建設っていうか道路関係とか、道交法とかそういう意味で場所の変更になったのかですね。

○総務課長（佐藤武文君） 昨日、民間の方も活用ができるかというご質問がありましたけれども、いろんな都合を勘案しましたところ、民間の方も活用しやすい位置にやっぱり設置をすべきだという判断をいたしましたので、新たに200ボルト対応の工事が必要というふうになったわけでございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算の総務課関連については、原案のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務課に関連する付託案件については終了いたしました。総務課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第12、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。閉会中の継続調査については、1. 行財政の運営に関する事項、2. 地域振興に関する事項、3. 町有財産の管理に関する事項、4. 町税に関する事項、5. 防災に関する事項、6. 地籍調査に関する事項、7. 商工の振興に関する事項、8. 観光の振興に関する事項、以上、8事項を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで総務常任委員会を閉会します。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前11時30分

平成 26 年第 2 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 26 年 6 月 20 日

高 森 町 議 会

平成26年第2回定例会文教厚生常任委員会記録

平成26年6月20日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、本委員会に付託されました、教育委員会関連の議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

説明の際に所属とお名前をよろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。教育委員会事務局長の阿部です。

議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算につきまして、学校教育係長のほうからご説明を申し上げます。

○学校教育係長（法花津和明君） 4月より学校教育係長の任を受けました法花津と申します。補正予算の説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに歳入のほうからご説明申し上げます。歳入の14款、国庫支出金。

[「ページ」と呼ぶ者あり]

○学校教育係長（法花津和明君） 7ページになります。14款、国庫支出金、国庫委託金の教育費国庫委託金のほうにコミュニティ・スクール推進事業委託金を18万6,000円計上させていただきました。これは今年度からコミュニティ・スクール運営協議会がスタートしましたので、文部科学省に委託事業の申請を行い、5月に決定をしたところでございます。それに伴いまして、6月の補正予算で差額計上させていただいております。歳入額、決定額が18万6,220円となっております。

それでは、続きまして9ページをご覧ください。財産収入の財産売払収入の生産品売払収入の1番、生産品売払収入に高森中学校太陽光発電電力販売収入として60万円を計上させていただきました。これは本来、当初予算で計上すべきだったところが予算後に漏れが発覚いたしましたので、ここで計上させていただいたところです。

次、太陽光発電ですので、かなり天候の良いとき、悪いときで波がございすが、おおむね月額5万円の収入を見込んでおりますので、12カ月分ということで60万円計上させていただいております。歳入については、以上のとおりになります。

続きまして、歳出です。歳出予算の14ページをご覧ください。9款の教育費の教育総務費の2項、事務局費の中に需用費として消耗品費65万9,000円、修繕料211万3,000円を計上させていただいております。

高森東校区から高森中学校区のほうにスクールバスが3台移っておりますが、こちらのタイヤの交換費用となります。現在、普通タイヤの溝がなくなり、安全面にちょっと問題がある状況でございしますので、安全な運行を行うためにタイヤの交換を行うこととしております。あわせて、冬場のタイヤについても1台溝がなくなっておりましたので、購入を予定しております。内訳ですが、小型車に6本で10万7,568円。中型車12本で33万6,960円。これにあわせてタイヤの処分費用・交換費用が発生いたします。これが18本で3万3,048円です。また、普通タイヤの交換で47万7,576円と、冬用のタイヤを6本交換いたしまして18万792円です。普通タイヤと冬用タイヤを合わせて、65万8,368円としています。

続きまして、修繕費ですけれども、東校区から高森中学校区へ移りました3台のスクールバスの修繕費です。これは冬場の凍結した路面にまきました融雪剤等の影響で、足回り等がかなり傷んでおります。こちらにつきましても、安全な運転を行うため、鉄板の張り替え等の修繕を行う必要があります。その費用として、211万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、節13の委託料ですが、スクールバスのラッピング費用を4台予定しております。先ほどからのスクールバス、高森東校区から高森中学校区へ移行しておりますけれども、このスクールバス3台と町で所有しているリース車1台、合わせて4台のラッピングを行います。現在のスクールバスが「高森東」というマークがついているバスが、そちらのほう運行しておりますので、少しでも高森中学校区のスクールバスであるということをお示しできればということで計上させていただきました。

それと、14番の使用料及び賃借料ですが、先ほどの計上しました修繕に伴いまして、この修繕に出している期間のスクールバスの借上げを予定しております。修繕を行うバスが足回り等の修繕になりますので、およそ2カ月ほどの期間を見込んでおります。それに伴いまして、30万3,000円を計上させていただきました。

続きまして5番目ですね。コミュニティ・スクール運営協議会費ですが、先ほど歳入で上げさせていただきました費用が全額100%補助となっております。

文部科学省のほうに提出しました事業計画書では、町内の学校事務職員4名と教育委員会の事務局職員1名の視察研修旅費として計上させていただいております。今年度は2回、山口県下関市で行われます「全国コミュニティ・スクール研修大会」の視察研修。あわせて宮崎市で行われます「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」、こちらの二つの研修への旅費を計上させていただいております。

下関市のほうが1泊2日で5名で8万4,000円、宮崎市のほうも1泊2日で8万4,000円。合わせまして16万8,000円を見込んでおります。また、視察研修で移動する際の、こちらでいきますと、使用料及び賃借料ですが、高速道路を利用する移動を予定しておりますので、下関で行われる研修では、熊本インターチェンジから下関インターチェンジまでの往復を9,280円。また、宮崎市で行われる研修を熊本インターから宮崎インターチェンジの往復として9,040円をみておまして、合わせまして1万8,320円を計上しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますが、私のほうから一つだけちょっと確認させてください。教育予算でスクールバス、東にあったものを高森の中学校管内に持ってきたということですが、それから、今年は運転の委託をお願いしたということで、昨年のスクールバス関係の総予算と今年の入札後の予算の差額、どれぐらいあるものか、ちょっと教えていただけないかなと思います。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

資料をちょっと持ってきてよろしいでしょうか。

○委員長（後藤三治君） はい。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

25年度までにつきましてはですね、23年度から3カ年計画ということで、複数年契約をいたしております。予算額のほうから申し上げますと、平成25年度の予算額で4,672万5,000円です。契約額につきましては4,283万6,850円ということで、平成25年度につきましては、契約は終了しております。

それから、今年度から新たに運行契約を終わっておりますが、平成26年度の契約につきましては、予算額で4,406万4,000円。契約額で4,373万3,

628円ということで契約を行っております。

以上です。

○委員長（後藤三治君）　　という契約額では、要するに運行委託したほうが高くなったわけかな。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君）　　そうです。

○委員長（後藤三治君）　　はい。ほかに何かございませんでしょうか。

○委員（宇藤康博君）　　宇藤です。

14ページのスクールバスの修繕料ですが、これは211万3,000円となっておりますが、鉄板の張り替えということでございますが、この間、私も交通安全の係をしております、運転手の方からお話を聞きました。鉄板がぼこぼこで子どもが、もしかしたら落ちるかもしれないということで、それは大丈夫ですかという話ばしてですね、恐らくそのあたりの工事だと思いますけど間違いありませんか。どのような。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君）　　教育委員会事務局長、阿部です。

おっしゃるとおり、板金というか、下の鉄板の張り替えということで、一応、2台分がかなり傷んでますので、1台は8カ所、それからもう1台については11カ所修繕が必要ということで、今回の修繕料を計上しております。

○委員（宇藤康博君）　　宇藤です。

買われてから何年ぐらい経っているんですか。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君）　　事務局長の阿部です。

平成8年と平成9年ということで、車の購入をさせておりますので、19年と18年ということになっております。平成7年3月購入と平成8年7月に購入しております。18年、19年が経過をしております。

○委員（宇藤康博君）　　宇藤です。

かなり古いというかですよ、そういうスクールバスになっているわけでございますので、子どもたちの安全を考えた上で、今後どう考えておられるのか。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君）　　事務局長の阿部です。

今回の修繕料、かなり大きな金額を計上しておりますが、今回修繕することによりまして、かなりの年数がもてるだろうというお話を聞いておりますので、エンジン自体は特に問題等はございませんので、下の鉄板等を扱うことによってですね、ここ数年間は運行ができるということを確認しております。

○委員（宇藤康博君）　　よろしくお願ひします。

○委員長（後藤三治君）　　ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算の教育委員会関連については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。

なお、教育長より10分ほどの時間をいただきたいという申し出がっておりますので許可いたします。どうぞ。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。教育長の佐藤です。

いろいろと委員の皆様方にはお世話になっております。時間をいただきましたので、教育委員会の現状と今後について少し、委員の方々にお知らせをしたいと思います。座って失礼します。

5点、今日はお話させていただきたいと思っております。1点は高森町新教育プランということで、教育を推進させていただいておりますが、26年度バージョンということで、次の資料1、24年3月策定という形で進んでおりますが、毎年毎年いろいろ議会にもお願いいたしまして、予算等もいただき、この事業が進んでおりますので、それを更新しております。

4点ほど、今回そこを大きく変わったところが、1つはコミュニティ・スクールということで、先ほどもありましたが、正式に学校委員協議会を4月に発足しまして、文部科学省の次の委託事業を受けております。

したがって、資料の2を見ていただきますと、「高森中央学園運営協議会」と「高森東学園運営協議会」というふうに名称を、2年間研究していただいて、そういうことで運営協議会の委員の方々もですね、そこに書いてありますような方々をお願いをし、高森中央学園につきましては会長を井芹太一さん、そして、高森東学園については、会長を野尻英夫さんということでスタートいたしましたので、今後ともよろしくご指導をお願いしたいと思います。ここが中核となって教育のいろいろな問題等について支援とか計画をしていくようになります。

それから、(2)の小中一貫教育ですけど、これも高森東学園、高森中央学園構想ということで、特に今年度から高森東学園構想という形で4月から高森東の中

学校の先生が小学校の子どもたちに教科担任制という形でもう授業をしています。先日、学校公開がありました。6年生の子どもたちが高森東中学校にまいりまして、理科の有働先生の授業を受けています。これは小中兼務辞令というのを県の教育委員会からもらっていますので、担任として実施できるという制度で動いております。したがって、そういった形で小中一貫教育ということが、少しずつ動いてきております。

それから、(3)のふるさと教育につきましては、今年度道徳の副読本、「高森の心」を作成いたしました。当初予算で印刷費等もいただいておりますが、現在、小学校の低・中・高と中学校、4分冊で40点ほどですね。今、子どもたちの学習ということで、高森の人物や自然や文化等々をですね、かなりな力作として今進めていますので、ある程度、この印刷の前ぐらいまでになって固まりましたら、皆様方にも目を通していただきたい、そういう機会を設けさせていただきたいと思っています。

4番目のICT環境については、議会で承認していただきましたタブレットPC240台、これももう近々装備されると。それから教育CIOということで、塚先生を教育委員会に来ていただいて、かなり強力な体制になってきたなと思っております。

それから2番目ですけれども、文部科学省の委託事業を、今年度新たに委託事業が決定いたしましたのでお知らせをしておきます。これは資料の3です。文部科学省がICTを活用した教育の推進に関する授業ということ委託事業として公募いたしました。高森町からテーマ1のICTを活用した教育効果の検証、どれだけ効果があがったかという検証、その開発ということのテーマの下で高森中央小学校と高森中学校、全国で小学校4校、中学校3校という枠でございましたが、高森町を取り上げていただきまして、NTTソリューションですかね、そこらあたりが委託先ということで、今後するそうですけど、県の教育委員会の支援等もいただきながら、文部科学省の委託事業に本年度また入って、さらに積み上げをするということになっておりますのでお知らせします。一応、高森中央小と高森中学校というふうにしておりましたが、枠が全国で3、4の枠だものですから、代表という言い方をしていますが、このICTの推進についての4校体制は変わりません。したがって、高森中央小と高森中にそれぞれ100万円、国のほうからの委託金が今後下りてくるということですので、そのときにはまた議員の皆さん方にも、またいろいろお願いするかと思いますのでよろしくお願いたします。

それから3番目ですが、教育視察ですが、大きなものが7月に二つあります。

資料の4を見ていただきますと、これは県議会ですが、教育警察常任委員会が高森の教育視察をするということで、7月3日、視察者につきましては、左に書いてありますが、常任委員会の委員長、副委員長、委員の方々です。県議の方々が7名、視察に来られます。また、随行につきましても、これは県の教育委員会としましても大きな行事でございますので、県の教育長自ら随行者という形で来られますし、また午後には阿蘇警察署等にも回られるということで、警察からもちょっと来られます。地域振興局からは松永局長ということで、大々的な視察になっておりまして、今その受け入れ体制をやっております。

それから、資料はございませんが、表紙のところに「確認」と書いておりますが、7月9日には文部科学省から情報教育課長、豊嶋課長がやはり高森の視察ということで来られます。これも県教委の政策課長等7名ぐらいたまた随行で来られるということで、7月には立て続けに大きな視察が入っておりますのでお知らせをしておきます。

それから4番目ですけれども、1月16日に大変お世話になりました研究発表会ですけれども、本年度も同じような形で12月5日に発表会をしようということで、これは県の教育委員会、それから指導していただきます放送大学の中川先生との打ち合せをして12月5日ということで期日を決定しております。1月16日以上のバージョンアップした発表会になるかと思えます。授業公開も1月の倍ぐらいしようということで、先生方が今計画をされていますので、またそのときによろしく願いいたします。

最後でございますが、資料5ですけれども、これは文部科学省からいただいた資料ですけれども、現在、通常国会が22日が閉会と聞いておりますけれども、教育委員会制度改革が、今この国会で成立するということで、新しい教育委員会制度がどういうことであるかということで文科省がまとめたものです。いろいろと報道等でもあっておりますけれども、何かの資料にということでお付けしておきました。来年の4月1日から新しい教育委員会制度が動き出すということでございますので、またよろしく願いいたします。

なお文部科学省の話では来年の通常国会のいわゆる教育再生実行会議絡みの来年の通常国会の目玉は、学区制になるだろうと。つまり学区制というのは、6・3制で、そこに中心的になるのは小中一貫教育ということがテーマになるだろうということで文科省が言っておりますし、また今高森が動かしています、こういった政策等がですね、今後いろいろと論議されてくると思います。11月には玉名で、玉名の「教育フォーラム」が市民会館でありまして、そちらの玉名あたりもいろいろ仕掛けておりまして、基調講演を私にしてくれということで依頼が

あっておりますが、これから小中一貫教育あたり、それが高森東型と高森中央型という二つの方法で国が動いておりますので、今後どう教育を再編していくかというところあたりがですね、高森の動きと連動しながら、見ていただくと国の流れあたりもまた見えてくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤三治君） ただいま教育長のほうからいくつかの説明がありましたが、お聞きになられたいというのがありましたら、お出しいただきたいと思いますが、ありませんか。
どうぞ。

○委員（三森義高君） 三森でございます。

運営協議会の中で「高森中央学園運営協議会」、「高森東学園運営協議会」、この名称は仮称ということですか、正式な形になってるのですか。お尋ねいたします。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

2年間研究をしていただきまして、委員さん方も出ていきまして、その中で答申がありましたのが、「湧水学園」、高森中校区は「湧水学園」。高森東のほうは「ひめゆり学園」ということで、話がなりましたので、最終的に「湧水学園」とか「ひめゆり学園」は高森におる人たちはイメージ的にできると。しかし、これからの教育は全国バージョンでいかにいかんから、「湧水」とか「ひめゆり」とかいう時代じゃないと。だからやはり「高森」という言葉をつけて出していかないと勝負にならないとじゃないかということで、高森東は「東学園」ということ。しかし、「高森東学園」にして、こっちは「高森学園」ということでは、つり合いがつかないということで、こちらのほうは「中央学園」、「東学園」ということで話し合いをつけて、これを正式名称として使っていきたいということで決定しております。よろしいでしょうか。

○委員（三森義高君） はい。ありがとうございます。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） それでは、以上で教育委員会に関連する付託案件及び説明を終わります。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第2、本委員会に付託されました住民福祉課関連の議

案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

説明の際は、所属とお名前を言われてからお願いします。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長、阿南といいます。よろしく申し上げます。

それでは、予算のページに基づきまして、担当課長並びに課長補佐より説明させていただきます。

○福祉係長（岩下雅広君） 住民福祉課福祉係の岩下です。

補正予算書の8ページをお開きください。歳入予算の15款、2項、2目、6節の再生可能エネルギー等導入推進事業補助金ですけれども、78万6,000円の増額補正を行っております。こちらは色見保育園の太陽光発電蓄電池等の整備事業ということで、ソーラーパネルの価格高騰及び労務賃の単価改定によります事業費の増額に伴う補助金の増額の見込みがありましたので、増額補正をしております。

先日、平成26年6月9日付で正式に交付決定通知が県知事名できております。金額にしまして、交付決定額が2,312万1,000円となっております。

続きまして、9ページをお開きください。20款、4項、2目、2節の雑入ですけれども、この中に広益財団法人 地域社会振興財団、長寿社会づくりソフト事業交付金というのがありまして、当初予算です、284万9,000円を歳入見込みで計上しておりましたが、平成26年3月24日付で不採択通知がありましたために、この分を減額させていただいております。財団法人にですね、不採択になった経緯を問い合わせましたところ、地域福祉計画の計画更新によるものの事業ということで、新規計画の新規策定の分ではなくて、更新だったために不採択になったということで回答いただいております。

歳入については、以上です。

続きまして、歳出予算の説明をさせていただきます。11ページをお開きください。3款、1項、1目、11節の需用費と13節の委託料ですけれども、こちらは先ほどの事業の不採択通知を受けまして、需用費の印刷製本費を40万減額するとともに、委託料の地域福祉計画策定調査分析計画素案作成委託料を21万4,000円の増額としております。印刷製本につきましては、委託料の中で一括で実施するというので、こちらの予算は不用となりましたので、減額をしております。

同じく委託料につきましては、当初の見積もりよりですね、その分印刷費を組んだところで増額をしておりますので、金額的には21万4,000円の増額と

なっております。計画書の内容ですけれども、A4版で70ページ、表紙カラーの本文は単色で300冊を見込んでおります。あと、概要版でA4版の4ページカラーで1,000部を見込んでおります。

続きまして、3款、2項、4項の15節、工事請負費ですけれども、先ほどの色見保育園太陽光発電蓄電池整備工事の工事費を140万3,000円増額しております。内容的には先ほどと同じようにソーラーパネル等の価格高騰及び労務賃の単価改定により、事業費が増加したために増額になっております。これによりまして、先ほどの補助金が79万6,820円の増加に対しまして、補助対象外の町単独分の持出し分が、60万6,180円の増額となっております。

続きまして、同じページの3款、2項、7目の18節、備品購入費ですけれども、こちらは子育て支援対策費ということで、子育て支援センターに冷蔵庫と掃除機の購入費用を計上しております。冷蔵庫につきましては、子育て支援センターのほうで一時預かり保育等の食材などの保存用として利用するとともに、掃除機はですね、乳幼児を預かったりしますので、その際の施設内の清掃のために購入するというように計上しております。

福祉係としては、以上です。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長、阿南です。

その上に、11ページのですね、3款、民生費の2項の児童福祉費のところ、6目の高森東保育園ですが、本来なら東保育園の熊谷園長が来て説明するところですが、園の業務がありまして、私のほうから説明させていただきます。1、報酬費の176万8,000円の減額につきましては、今まで給食調理従事員を雇って、報酬で対応しておりましたけれども、3月一杯で退職されましたので、臨時で募集をかけましたけれどもいりませんでした。そこで、人材派遣会社のほうにお願いするようになりましたので、委託のほうで予算化しております。4月から6月分までにつきましては、予備費で対応させていただきまして、今度、192万円につきましては、7月から3月分の予算を計上しております。賃金につきましては、もしも休暇等を取られたときには、対応する分で臨時の賃金を組んでおります。

以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい。どうぞ。

○委員（三森義高君） 三森ですが、9ページの諸収入の雑入の中で、ちょっとお尋ねいたします。広益財団法人 地域社会振興財団、長寿社会づくりソフト。財団法人という形で言われたが、中身についてちょっと詳しく。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

広益財団法人の長寿社会づくりソフト事業というのは、現在、高森町に地域福祉プランという福祉計画があります。この福祉計画とかですね、あと社会福祉協議会の地域福祉活動計画というのがあります。この策定に関する費用を補助事業として交付金を交付するという事業でございまして、これに応募しましてですね、県を通して要望しましたところ、今回の更新にかかるやり方としまして、地域住民の座談会を主とした計画策定を進めているということで計画を出しましたところ、県の反応は良かったんですけども、広益財団法人のほうが全国規模で事業を受け付けておりまして、ほかの自治体の要望が多くて更新にかかるうちの計画の事業要望は不採択ということで決定を受けております。

○委員（三森義高君） それが、不採択。そういう意味。

はい、わかりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 今のちょっと関連なんですけども、補助採択は受けられなかったけれども、計画策定の委託はおこらんということですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

高森東保育園の給食調理員、3月末でわかっていたという状況ですよ。もう採用がないと。その間予備費で対応したと。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

3月分までは当然前年度予算で大丈夫だったんですけど、4月から6月までについては、当然対応しなければなりませんので予備費から流用いたしまして、派遣会社から来ていただきました。当然6月ですので、6月の議会に補正させていただきました。可決すれば7月から3月分まではという話になります。3月の臨時も、うちだけ単独であればよかったんですけども、いろいろ行政と合わせて募集を同時にかけた関係で、若干遅くなるのは遅くなりました。ただ、給食調理従事員さんも有資格者ということになりますので、調理師の免許を持っていらっしゃる方が資格ですので、かなりですね、対象者というと私たちも小学校の給食従事員に、あそこも1名採用されましたので、その漏れた方に個別に当たったんですけども、やっぱり高森東保育園というと高森から若干遠くなりますので断られまして、人材派遣会社に委託したところでございます。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

委託されたということですが、委託された方は町内の方ですか。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

今も色見保育園についてはリフティングブレンさんというところに委託しております。今回につきましても、リフティングブレンさんをお願いしまして、見つけていただきましたところ、来ていただいている方は清和村の方です。28歳の若い女性の方で、とてもてきぱきして明るくていい方を紹介していただきました。山都町です。すみません。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

以前から、高森色見保育園と東保育園では、報酬と委託、2本立てできよかったもんね。今度はどっちも委託になったわけかな。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 価格的にはどがんだろか。例えば1年間通したときに。そう変わらない。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

当然、委託会社を通すとですね、委託会社の人事管理部分がありますので、若干、当然高くはなります。

○委員長（後藤三治君） いや、そうじゃなくて、色見保育園と東の委託の。大体変わらない。

○住民福祉課長（阿南一也君） それは通勤費が若干変わりますけど。本人がもらう部分は変わりません。ただ、本人に支払われる部分の通勤手当がありますので、その分の若干差は出てきます。

○委員長（後藤三治君） わかりました。ほかに何かございませんか。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算の住民福祉課関連については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さん、お疲れさまでした。

10分間、休憩をさせていただきたいと思います。55分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第3、本委員会に付託されました健康推進課関連の議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

説明の際は所属、それからお名前を言われてからお願いします。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

7ページからです。歳入、14款の4目です。衛生費国庫補助金。これは新しく働く世代の女性支援のためのがん検診事業補助金ということで、追加交付になりまして25万円を計上しております。

次、歳出です。12ページです。4款、衛生費、3目の健康増進事業費です。先ほどの歳入分ですけども、追加交付の分の印刷製本として3万5,000円を計上しております。その残りの分は、すでに計上しておりました検診費として、振り替えになってます。

続きまして、5目の母子保健費。これは乳幼児期の聴力検査器として、以前使用していたものが20年を超えて使用してましたので、修理不能ということで新規購入ということで15万4,000円計上しております。

以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

先ほどの野中の歳入に関しまして、補足で説明をさせていただきます。この件に関しましては、平成25年度中に補助金の申請をしておりましたが、補助金の時期が3月の定例議会に間に合わない時期だったものですから、3月の補正予算には間に合いませんでした。今回、間に合いました関係で金額も今回、内示がありました関係で金額が確定して補正に上げたという次第であります。

以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般

会計補正予算の健康推進課関連については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第4、議案第47号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題にします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（河崎みゆき君） 介護保険係、河崎です。よろしくお願いします。

まず6ページと7ページをお開きください。歳入歳出ともにこれは同じ事業ですので、一緒に申し上げます。これは昨年度、実施しました生活介護支援サポーター養成事業を今年度も実施するための予算を計上しております。高齢化社会を迎えて、今支援を充実させるためには、それを支える社会基盤の整備と住民による支え合いが必要となってきています。それで、新たな住民参加サービスの担い手としての生活介護支援サポーターを養成して、高齢者、それから受講者の方自らが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにということで、今回養成事業を始めるものです。これは歳入歳出69万6,000円上げておりますが、10分の10の補助となっております。

以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

これについても補足説明をさせていただきます。本事業につきましては、25年度中に26年度の事業を実施するという指示がなかったものですから、当初予算では組むことができませんでした。今年度に入りまして、補助の詳細と募集がありました関係で、今回の補正に至りました。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい。どうぞ。

○委員（三森義高君） 三森です。今、言われた養成するそのメンバーあたりはどういう形で。

○介護保険係長（河崎みゆき君） 受講者のほうですか。

○委員（三森義高君） 受講者というか、支援する側の。

○介護保険係長（河崎みゆき君） 介護保険係、河崎です。

講座を昨年は7回ほど開いてます。その前に受講者の方を募集しまして、大体

応募がありまして、それから毎回その講座には1回だけではなくて7回とも出席していただいて、最後には修了証というのをお渡しするという形でやってきております。今年はもう少し回数を増やしてしたほうが良いという受講者の方々の意見がありましたので、そういうふうに計画しております。

○委員（三森義高君） 三森です。

その受講者の方はメンバー的には大体来られると思うたいね。それを講座をする側、講師側はどういう風に考えていますか。

○介護保険係長（河崎みゆき君） 介護保険係、河崎です。

大体、認知症とかについての説明は、うちのほうの保健師とか介護支援専門員とか、そういうことも予定しておりますし、昨年実施した経緯では、病院の先生とか、それから消防の救急あたりとか、そういう一般的にいろんな考えられるものを全てしておりますので、今年もそういう感じで依頼してやりたいと思っています。

○委員（三森義高君） 三森です。

もう1点だけ。受講者の案内をされる中でパーセンテージ、どのくらいの出席があるのか。関心度をちょっとお尋ねいたします。

○介護保険係長（河崎みゆき君） 介護保険係、河崎です。

昨年は19名応募がありまして、最初は1回来られたんですね。最後まで受講されて終了証をもらわれたのは18名でした。1名だけが1回ぐらいの出席だったと思います。あとは全部来られました。

○委員（三森義高君） はい。ありがとうございました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

私のほうから。後藤です。

昨年、それから今年2年続けてのこの事業なんですけど、この2年間かけて研修視察、それからいろいろな研修もされていると思いますが、将来的にこの人たちが、そのあとどう町のために活躍していただけるのか、そういう方向性がわかっておればお示しいただきたいと思います。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。今の件についてお答えいたします。

昨日の新聞に掲載されていたと思うんですけど、介護保険の中で要支援の分については、一応町のほうで担うべきということで、法案が可決いたしました。詳細については、今から国・県から、町に対して指示があると思うんですけど、その中で町で担っていただかなければならない部分というのは少なからずあると思います。その中でこういった介護支援サポーターという人材を養成することに

よりまして、その方々が、今後要支援の方々のリハビリではないんですけど、そういった生活支援とか介護支援についてサポーターの方で担っていただける部分があればということで養成を始めております。

県内では、もう以前からやってるところもあったんですけど、高森がその部分の着手が遅れておりまして、昨年度からやっと始めたという状況でございます。昨年度はありがたいことに19名ございましたので、今年度も同等数の希望があればと思っておりますし、昨年出席いただいた方にもですね、復習という意味ではないんですけど、改めてもう1回勉強してもらって、より熟知をしていただきたいという部分もありますので、そういった部分で参加者のほう募りたいと思っております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 基本的に今年は15人を予定されてますが、去年の18人の中から継続的という感じになるのかな、新たにはちょっと考えてはいないのかな。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

一応、新たにということで15人は考えております。ただ、経費的にはそうあまり、普通の講習ではかかりませんので、そういった復講という方々については、経費はかからずに参加していただいて、改めて勉強していただいたりとか、初めて勉強していただいたりというふうに考えておりますので、一応、今年度新規者で15名というふうに予定をしております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） もう一つ、すみません。今、介護保険係長のほうから、先ほど補正の説明があった中で、歳入歳出69万6,000円とおっしゃいましたよね。ここちょっと見ると、歳出のほうで財源内訳がちょっと違うように、私は思うんですけども、その辺はどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○介護保険係長（河崎みゆき君） 介護保険係、河崎です。

すみません。これは充当の金額の勘違いによる誤りです。当初に増目で1,000円組んでおりましたので、それも含めてここに上げたんですけども、当初のも入っておりましたので、これは訂正していただきたいところです。

○委員長（後藤三治君） 増目訂正に上げとったけん。だけん、最後増えるごんなるわけたい。そこ辺はちょっと気をつけてください。お願いします。

○介護保険係長（河崎みゆき君） はい。

○委員長（後藤三治君） ほかに何かありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということですので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしということですので、これから本案について採決します。議案第47号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。課長のほうから先の介護保険の不適正請求の訴訟のことについて、少しお話があるということですので許可いたします。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

議員の皆様方には全員協議会等でご協議をいただきました不適正請求の訴訟についてでございます。5月23日にですね、熊本地方裁判所の阿蘇支部のほうですね、そちらのほうに提訴をしております。これについては、先日全員協議会の際に総務課長のほうから説明があっていると思います。その後の動きにつきましては、裁判所のほうで受け付けをいたしまして、内容のほうを審議いたします。そのあと訴状を被告のほうに送るという形になっておりますけれど、これはまだ正式に文書ではきていないんですけど、裁判所のほうから代理人であります弁護士の方に電話で連絡があったということで、この案件については、阿蘇のほうで提出されたけれど、審議については熊本のほうで行いますということで、ですから熊本のほうに送られるという予定になっているということで、まだ、そこまでしか連絡が入っていないものですから、正式に阿蘇から熊本へ送られたというのは、何かしらの通知はあると思うんですけど、それについての連絡はまだありません。

当然そういったことで、今審議は行われていると思うんですけど、まだ訴状については相手方には届いていないと思われまして。ですから、まだ裁判は始っていないという言い方はおかしいんですけど、訴状は提出してはいますが、相手方には届いていないのではないかと思われまして。引き続き、私たちの代理になります町の顧問弁護士であります紫垣先生のほうには連絡を取っております。一応、何か動きがあったら連絡をくださいということをおっしゃっておりますので、また動きがありましたときには、また全員協議会あたりで報告したいと思っております。

以上、今わかっているところだけについては報告させていただきます。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 担当は非常に大変だと思いますけれども、1日も早く解決するようにですね、ご努力のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

またいろいろ状況が変われば、常任委員会のほうにはお示しをしていただきたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは健康推進課の皆さん、お疲れさまでした。これで終わります。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第5、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、

1. 社会福祉と健康に関する事項
2. 環境衛生に関する事項
3. 健康保険税に関する事項
4. 保育園に関する事項
5. 学校教育及び社会教育の振興に関する事項

以上、5項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、文教厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時10分

平成 26 年第 2 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 26 年 6 月 23 日

高 森 町 議 会

平成26年第2回定例会建設経済常任委員会記録

平成26年6月23日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） おはようございます。定足数に達しましたので、ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第1、まず、本委員会に付託されました、建設課関連の議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課松本です。

おはようございます。座ってご説明申し上げます。今回の補正は当初予算で見込みですね、補助金採択前提ということで、概算で上げておりました改良工事委託料関係の補正予算が主でございます。今年は補助金内示が例年よりも早く内示がありました関係で、今回、6月の補正に間に合ったということで、たくさん補正をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。詳細につきましてはページを追いまして、担当係長の方からご説明申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係荒牧です。

補正予算書7ページをお開きください。国庫支出金、国庫補助金、7の土木費国庫補助金、節1の土木社会資本整備総合交付金、1億7,566万3,000円を減額しております。これにつきましては、当初予算で概算で事業費を計上しておりましたが、その実施設計による事業費の精査による減額です。このうち、後ほどご説明申し上げますが、永野原河原線、当初予算におきまして、7,500万円の補助金を見込んでおりました。これを道整備交付金に変えた関係で、それを含めて減額しております。それから3の狭あい道路整備等促進事業費補助金、590万円を減額しております。これにつきましても、実施設計による減額ということで590万円を減額しております。

続きまして、8ページをお開きください。県支出金、県補助金、2の総務費、県補助金、5の道整備交付金、7,100万円を計上しております。これは先ほど申し上げました永野原河原線、残りの6.5キロメートルの舗装の分の補助金でございます。内閣府の地域基盤強化整備事業の中の道整備交付金で、7,100万円

が内示がっております。

土木係の歳入につきましては、以上でございます。

○住宅係長（村嶋立章君） おはようございます。住宅係の村嶋です。

9ページをお願いします。20、諸収入の中の雑入の欄に、火災保険金ということで241万5,960円を計上しております。これは歳出の方でもまた詳しくご説明申し上げますが、2月の末に駅前団地の方でボヤがありまして、そのボヤの修繕、部屋の中の修繕関係で火災保険の方からですね、基本、10分の10ということで報告を受けておりますので、見積額の241万5,960円を計上しておるものであります。

歳入の方の説明は以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

13ページをお開きください。まず、土木費、土木管理費、土木総務費の、4、共済費14万5,000円を計上しております。これは、臨時職員の共済費でございます。7の賃金、98万3,000円、これは臨時職員の賃金を計上しております。それから、2道路橋梁費、1の道路維持費、委託料1,181万6,000円を計上しております。これは先日県の土木部のほうでヒアリングがありまして、パッケージ74の補助金ですが、永野原河原線の分の舗装分がこのパッケージ74の補助金が少なかった関係で、その分を永野原河原線分を道整備のほうに切り替えました関係で、補助金が今度は逆に多くなりました。そこで県のほうから路面性状調査を、これはもっとやってやろうかというような提案がありまして、私ども、当初予算の説明でもありましたように、27路線を今度調査をする予定で委託費を計上しております。続きまして、2の道路新設改良費委託料、3,630万7,000円を減額しております。これは改良工事の測量設計の実施設計による減額でございます。15の工事経費、4,364万円を減額しております。これにつきましても、道路工事の実施設計による減額でございます。

土木係につきましては、以上でございます。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係村嶋です。

14ページをお願いいたします。土木費の住宅管理費、11番需用費の中の修繕料ということでですね、241万6,000円を計上しております。これは、先ほど最初のほうでも言いましたが、駅前住宅の中に松崎さんという方が住んでおられますが、2月24日の11時35分頃、住宅から煙が出ているということで報告を受け、駆けつけてみましましたところ、かなりの煙が上がっておりました。原因はですね、本人が通常煮炊きをカセットコンロでされてるというようで、当時、空のボンベを金づちとドライバーを使って穴を開けられていたそうです。という

のが、次の日が不燃物の収集日で、まとめて20本ほどドライバーを使って穴を開けられていたんですけど、その作業中にですね、その部屋の中にカーテンがありまして、これカーテンというのは町の備品、備え付けのものでですね、そのカーテンにたまたま火花が引火して燃え上がったということをその本人の聞き取りということで、消防職員のほうから報告を受けました。そのため本人はもちろんもうびっくりして向かいの住人の宇藤さんという方がおられるんですけど、宇藤さんのところに駆けつけて、その宇藤さんがすぐ警察のほうに連絡をされたみたいなんです。そして警察のほうからですね、県警本部、パトロール中の警官に通報がありまして、幸いなことに警察官の初期初動による消火のため、最小限度の被害で防ぎ止めることができました。消防団の要請もすることなく未然にですね、最低限度の消火で終わりました、大事には至らなかったということです。同区は日ごろからですね、防犯、防火、定期的呼びかけとかもしていますから、今回の場合は本人の油断とかですね、そういうものが原因だったので、今後注意してくださいということで折々周りの人達にも必要な呼びかけはしていくつもりであります。

単なるボヤとってたんですけど、実際中を見てみますとやっぱり天井、床、壁、その隣の寝室まで結構焦げてるというかですね、すすがあるみたいで、地元の業者に見積りを取らせたところ、この金額が見積もられましたので、保険会社あたりと協議をしながら、基本、保険会社のほうも10分の10ということで内諾をいただいておりますので、一応、補正のほうで計上させていただくことになりました。どうか今回の件に関してはですね、本人さんも十分反省をしておられますので、ご了承願ってですね、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（興柁壽一君） 終わりですか。

○住宅係長（村嶋立章君） 終わりです。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。ただいまの火災の件ですが、これは火災保険料は役場が払っていると思いますが、この火災の原因がですね、漏電とかなんかによって発生する火災であつたらですね、全額やってもいいと思いますけど、今の原因聞けば全くその借主の不注意によって引き起こした火災だろうと思うんです。普通であればですね、やっぱりそこに、その住宅に入っている、住んでいる人が火災保険をかけて、そしてやっぱりもしもんときにや保険金を支払うというのが妥当だと思うんですけども。全く本人の過失によるものであって、全く本人が何も一銭も出さないっていうこともちょっとおかしいような気もしますが、どのように考えておられるかですね。これは動産についてはもちろん保険かけて

いると思いますけども、本人が全く不注意で火事を起こしたのに、本人は全くおとがめない、一銭も出さないでいいちゅうのもちよっとおかしいような気もしますけど。そこらあたりをお尋ねしたいと思います。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

町営住宅の建物に関してはですね、毎年うちのほうが保険料を保険会社のほうに支払ってですね、建物の備品に関しては一応、火災保険をかけておりますのでその保険によって今回、過失、本人さんが過失といえば過失なんですけど、建物による被害ということですね、保険会社のほうも認めてくれたといえますか、漏電とか不可抗力ではありませんでしたが、今回の件に関してはですね、一応事情を説明して、写真等を全部付けまして、かなり協議は長引きました、実際の話ですね。保険会社との協議がかなり、1カ月くらいかかりましたけど、最終的には保険で行くということで認めてくださいましたので、今回の補正に計上させていただきます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課松本です。

ちょっと補足しますけど、住宅のこの火災の保険料は、財産管理課のほうでまとめて火災保険に加入しているわけでございます。保険の相手方は町村会が加入者となっております。今、係長が申しましたように、動産関係は個人個人でかたっておられる方、かたっていない方、おられるかと思えますけど、建物に関しては、そういうことで町の管理ということで、今回の場合は保険の対象として認められたということで、満額いただけるということでございますので、あくまでも町の所有の建物というところでのご理解をいただいているということです。原因がどうのこうのという話じゃなくて、その修繕に対しての保険料ということです。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

私、ほかの一般のアパートあたりの借りる契約等については、あまり精通しておりませんが、やはりこういったことで借主の不注意によって発生した場合、火災についてはですね、やっぱアパートあたりも満額火災保険で賄って、あとは借主は全く不要ということになるのかどうか、ちょっと分かりませんが、ちょっとそこあたりも、やはり今後はですね、ちょっと一般のアパート等の状況等も考えて対処されたらどうかと思えますけど。

○委員長（興梶壽一君） ほかに発言ございませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今の件でちょっとまた少しお伺いします。私も今回一般質問で町営住宅の質問等したいと思っておりますが、その中においてですね、今現在出されたような話でご

ざいますが、一口に年齢的に何歳ぐらいの方だったんですか。

○住宅係長（村嶋立章君） この松崎さんはですね、昭和22年4月生まれです。

○委員（森田 勝君） でも火災はもう芹口委員が話されたように、これは話としては芹口委員と一緒に、やっぱり個人でもですね、町営住宅だけん保険はかたらないでもいいとかじゃなくして、できるならそういう保険もですたい、一応かたってもろとかなくは、ボヤで済んだからよかったものの、例えばその火災が延焼したと、隣近辺にですね、そういう時に町としてもこれは相当な被害を被るわけですね。そういうことばやっぱ考えてですたい、町営住宅に入居しとらすけん町が全部するちゅうなばっかりじゃなくして、そういう保険にも自分でもかたつくちゅうな考えばもう持ってもらわないかんとじゃないとかちゅう私は思うんですけど。その点についてはどぎゃん思うとかお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

火災保険、入居されてる方々はですね、自立されとって、いろんな入居判定をした上で入居してもらってる状況でございます。その方は駅前住宅で、高齢者専用住宅ということではありましたけども、自立はされとったということでございます。ただ保険の加入に関しましては、町のほうから指導はですね、今後していくべきかとは思いますが、強制はできないのじゃないかちゅうのが私の個人的な見解で思っております。ですので、今後はですね、福祉あたりとの、高齢者の独り暮らしあたりの見守りと合わせて、住宅係でどうのこうの、一係でですね、一人しかおりませんので、それで250戸世帯を全部見まわってどうのこうのちゅうのはちょっと不可能かと思えますけど、そういった関係機関と連携しながら対応していきたいとは思っています。

以上です。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係村嶋です。

西原村でですね、今年正月それこそ村営の住宅の火災が発生したようで、もうそこはその時はもう全焼ということで、今年度急遽そこを建て替え、新しく建てるということらしいんですけど、一応その状況をちょっと担当のほうに聞いてみましたところ、もう建て替えですのもう全部国庫補助と村の一般財源を使つての建て替えということで、保険はもちろん加入はしているということなんですけど、じゃあその方、一人一人の状況はていいますと、やっぱり個人でかけられてはいないということをお聞きしました。

○委員（森田 勝君） 森田です。

ただいま課長それから係長のほうから話がありましたが、私が何でこういう話ばしたかていうと、行政の関係、課長、係長のお住まいもたまたま一軒家という

ことをございますが、ほとんどの住宅、町営住宅はですね、ご存じのように長屋のような住宅でございます。例えば1軒火災が発生した場合ですね、その長屋が全滅ちゅうな形になると思います。そういう点におかれましてはやはり強制じゃなくしてでもですね、個人としても、もしもこう、例えばその中で火災に遭われて亡くなったというような状況があった場合がですね、相当町としても莫大な損害を被るちゅうな形が私は思います。そういう点につきましては、強制ではなくて、やっぱりそういう話もされていったなら、と思っております。

以上です。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

今の入居要件の中には議員申されとるような、火災保険の加入者でなくては入居できない、というような条件は謳っておりませんが、今ご指摘のようにですね、そういったことがあったとき、もしものときの備えではありませんが、入居の際にそういった指導はしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

確かにですね、町営住宅あたりは低所得者が入るといような要件がありますので、そこまで求めるのは無理かもしれませんが、今森田委員が言われたようにやはり高齢者あたりがずっと入っておられますので、そういった火の取り扱い等について十分ですね、入居の際に注意するように、また日ごろからそういった注意を喚起するよう取り組みをしていただかんといかんと思います。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） はい、分かりました。ほかに発言ございませんか。ほかに質疑ありませんですね。これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） ほかに発言はありますか。これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算建設課関連については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第2 議案第48号、平成26年度高森町簡易水道事

業特別会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

簡易水道特別会計の補正につきましては、初日、ご提案、説明で申し上げておりましたように、4月1日の、当初職員の配置の内示があってございました関係で、異動の関係です、現在は臨時職員が来ております関係での補正と、あと緊急修繕での高尾野配水池でのバッテリー代ということで消耗品費の補正の内容でございます。詳細につきましては、担当係長のほうからご説明申し上げます。

○水道係長（野尻光也君） 水道の野尻です。

議案第48号、高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。歳出、一般管理費で補正36万5,000円しております。内容につきましては、旅費、費用弁償14万5,000円、需用費、消耗品費バッテリー等22万円補正しております。予備費で、36万5,000円減額しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第48号、平成26年度、高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、建設課に関連する付託案件については終了いたしました。建設課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 再開します。

日程第3、それでは本委員会に付託されました農林政策課関連の議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 後藤です。

補正予算の内容につきまして担当係長より順を追って説明をいたします。

○農地係長（津留大輔君） 農地係津留です。よろしくお願いします。

補正予算書の8ページをお開きください。歳入予算、15県支出金、3県委託金、5農林水産業県委託金、3農地中間管理事業委託金です。こちらを15万円補正計上しております。今年度から始まりました農地中間管理事業に基づく熊本県農業公社の事務委託費が15万円、歳入が入りますので、その分を計上しております。

以上になります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係村上です。

予算書の12ページをお開きいただきたいと思います。歳出、5款農林水産業費、項1、農業費、2節農業振興費です。1報酬、96万5,000円計上しております。関連しまして7の賃金、年額77万7,000円です。こちらは当初予算で賃金で組んでおりましたが、臨時職員の切り替えの更新の関係上、報酬で再提示をいたしましてその差額分が報酬の方で96万5,000円補正で計上しております。非常勤職員の雇用に伴い、共済費23万4,000円増額補正しております。続きまして、11需用費の印刷製本費ですが、高森町新農業プラン印刷製本費が、農業構造及び高森町農業者アンケートの調査分析結果等の印刷代が7万3,000円不足しましたので、そちらで7万3,000円印刷製本費を計上しています。続きまして、23償還金です。こちら、昨年度施行しました平成25年度経営体育成支援事業追加的信用供与補助事業の償還金が生じております。こちら全額県の補助金となっております。この事業で融資を受けられる方が、当初農業制度資金も借入れを予定されておりましたが、農業スーパーL資金というところで融資が決定しましたので、こちらの追加的信用の上積み分の30万5,000円が不足したことによりまして、30万5,000円を返還するものです。

○農地係長（津留大輔君） 農地係津留です。

続きまして、12ページの8目、農業経営基盤強化事業費について説明いたします。こちら、今年度から始まりました農地中間管理事業に伴う歳出予算となっております。11需用費です。こちらは貸し出し対象の農地の現状調査、現地調査に伴う公用車の燃料費を計上しております。12役務費です。インターネット登記情報提供サービス使用料及び登記事項証明書取得手数料に係る経費を

計上しております。こちらは貸し付けを希望された土地に対して、その土地の登記情報をまずインターネットを利用した情報提供サービスにより閲覧をいたします。その閲覧によりまして、その農地が貸し出しができる土地であるのかというのをまず把握する必要がありますので、そのための経費になっております。次の登記事項証明書取得手数料につきましては、実際にその土地を貸し出しをする、契約、農地中間管理機構、県農業公社と契約をする際に必要な添付書類でありますので、その取得手数料を計上しております。次の14使用料及び賃借料です。こちらはコピー機のリース料を計上しております。農地中間管理事業の開始に伴いまして、相当数の書類作成が見込まれます。現在、農林政策課のほうにコピー機が1台もございませんので、利便性をよくするためにコピー機の導入を計画いたしました。こちら、先ほど説明いたしました歳入予算も対象となっております。全額補助対象とはなりません、中間管理事業として利用した分については補助の対象となっております。およそこの今回計上した補正の2割分を、中間管理事業の歳入で見込んでおります。

以上になります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係村上です。

続きまして予算書13ページを開いていただきたいと思います。12節農業費、九州北部豪雨対策費、14使用料及び賃借料及び16、原材料費計上しています。これは九州北部豪雨で被災しました前原の牧野に続きます前原牧野道、これは昨年度、農地等災害復旧国庫事業と、町の単費を投入しまして、災害復旧に当たっております。今回、こちらの原材料費で生コンを前原の牧野組合に支給しまして、施工延長364.2メートル、生コン、立米数にしまして約55立米を、農道の牧野が今、水兼道路となっておりますので、全部舗装で覆いまして、再度の被災を防止するために補正予算を計上しております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 予算については以上です。

○委員長（興柶壽一君） アグリセンターのほうからまだお見えでない、今説明のあった関連事項について質疑を行いたいと思います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

村上係長にお尋ねします。中山間地域の直接支払事業の補助金について人件費についてこれは補助対象にはならんでしょ。補助対象であればこの件は計上せんといかんとじゃないと。増額については。

○農林振興係長（村上純一君） 増額はですね、中山間は今年しておりまして、委託

料分を上げております。委託料分は今回増額もありますのでそちらの歳入のほうはあげておりません。

○委員（芹口誓彰君） やっぱり補助対象になればやっぱりその都度補助金を上げて
すべきだと思います。17万円かな、20万円近く増額されてる、それについて
も補助対象になれば国庫補助金として上げて。

それからアグリセンターの金額というのがあんまり大した金額じゃありません
けれどもこれは課長のほうから説明できればですね、よいかと思いますけれども。

○委員長（興柁壽一君） 委員の皆さん、よございますか、それで。いいですか。な
ら課長のほうから説明お願いします。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課後藤です。

7ページをお開けください。歳入の13款、1項の5目、農林水産業費の使用
料です。農業機械使用料過年度分です。繰越しです。確定繰越額が、3件の10
万3,950円ということで11万4,000円、当初はですね、11万4,000
円ございましたけども、確定したのは10万3,950円でございます。

それからもう一つ、9ページをお開けください。16款財産収入、2項財産売
払収入、2目生産売払収入です。これの2節生産品売払収入過年度分です。これ
は、たい肥販売等の滞納繰越分ということでございます。確定繰越額が12件の
11名、62万162円ございました。うち3件、25万5,150円は、出納
閉鎖が終わりました後に入金をされておまして、その分は入金済みでございま
す。残額が36万5,012円となっております。

歳出に移ります。12ページをお開けください。5款農林水産業費、1項農業
費、13目農業活性化施設費です。委託料でございます。これは、当初予算の説
明で町長のほうからもございましたけども、丸美屋のほうから原材料費を持って
きております。その分につきまして、これまで職員等が丸美屋の南関の工場まで
出向いて受け取りをしておりましたけども、人的な問題とか、効率化を図るため
に運送会社に委託して作業効率を上げるという目的でしております。原材料運送
搬入委託料費は、1回が約4万円程度の40回分を見込んでおります。この経費
につきましては、歳入項目の、丸美屋のほうからいただいております自然環境型
有機たい肥化支援金というのがありますが、その分の歳入をもってこの財源とし
て対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） 質疑を行います。質疑はございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算の農林政策課関連については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、農林政策課に関する付託案件については終了いたしました。農林政策課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第4、ただ今から、所管事務の閉会中の継続調査についてを審議いたします。閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上、3項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時55分